

●虐待認定事例の報告について

児童福祉法関係条項にもとづき当法人が被措置児童に関する虐待通告を行なった事例について、京都府より虐待事例にあたる旨、令和3年3月19日通知を受けました。

以下、本事例の概要ならびに法人・事業所としての処遇改善に関する取り組みについてここにご報告いたします。

事例の概要および処遇改善に向けた取り組み

1. 通告(届出)状況

障害児入所施設むとべ翠光園における内部報告を受け、事業所虐待防止対応責任者から中丹西保健所ならびに福知山児童相談所、福知山市への通告を実施。

2. 届出の内容

(1) 当該児童

○年齢等 当時 16 歳(女子)

(2) 当該職員

○職種等 生活支援員(30 歳代・女性)

(3) 事例発生時期

令和2年1月19日 20時頃

(4) 内容および状況

居室内で(2名)で入所者間のトラブルがあり、当該職員が口頭で注意するも治まらず、別室で就寝させる意図で寝具を廊下に放り出したところ、当該児童が廊下スペースで就寝してしまい、15~20分後に注意して、児童自ら自室に布団を持ち込み入室した。

3. 調査実施状況

令和2年2月20日、事実確認のため、関係機関(福知山児童相談所・中丹西保健所・府障害者支援課)による現地調査実施。翌21日当該児童への聴取(福知山市児童相談所)。

4. 調査結果(通知:令和3年3月19日)

「心理的虐待」として認定

5. 処遇改善に対する取り組み・改善事項

(1) 緊急理事会開催及び理事者による事業所管理者、所属職員、当該職員への聴き取り実施

(2) 当該職員の人事異動と別所属での業務改善指導

(3) 児童ユニットおよび事業所全体での虐待防止研修開催(3回)

(4) 社会的養護を必要とする児童についての認識の再確認と支援方法・コミュニケーションのあり方見直し

(5) 法人人権委員会(虐待防止委員会)による権利擁護啓発活動、「人権活動実践報告会」等の取り組み強化

(6) 職員間の情報共有、コミュニケーション向上等、支援上の課題共有とともに、職員固有のメンタルヘルスなどにも配慮する

この度の事案発生・通達を真摯に受け止め、全てのご利用者の人権を尊重し、ご利用者の安心・安全な暮らしと自立的な活動の提供に努めてまいります。また、虐待防止、事故防止は権利擁護意識の徹底と、質の高い支援・サービスをめざす不断の努力によって可能であるとする、いわゆるクオリティ・インプルーブメント(QI)を法人全体の共通認識として高め、組織的な権利擁護体制の構築に取り組むことといたします。

令和3年4月12日

社会福祉法人 福知山学園

理事長 松本 修